○厚生労働省告示第二百七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月十八日から適用する。

平成三十年四月十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）						
1962から1994まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	ニボルマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）、ラムシルマブ（遺伝子組換え）、ペバシズマブ（遺伝子組換え）、トレメリムマブ（遺伝子組換え）、ナルトリメシル酸イマチニブ、ゲフィチニブ、エルロチニブ塩酸塩、エルロチニブ、アファチニブマレイン酸塩、カルボプラチン、パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G0005、J045なし	
（略）						
2183から2187まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	オマリズマブ（遺伝子組換え）、メポリズマブ（遺伝子組換え）、J045なし	
				（略）		
				2あり	オマリズマブ（遺伝子組換え）、メポリズマブ（遺伝子組換え）	
（略）						
3849から3872まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	イブリツモマブチウキセタン（遺伝子組換え）塩化イットリウム、イブリツモマブチウキセタン（遺伝子組換え）塩化インジウム、ブレンツキシマブ ベドチン、モガムリズマブ（遺伝子組換え）、フォロデシン塩酸塩、プラトトレキサート、プラトロミデプシン（遺伝子組換え）、ベンダムスチン塩酸塩、ポルテゾミブ（遺伝子組換え）、リツキシマブ（遺伝子組換え）、放射線療法、J038、J041に掲げる、G0005、J045なし	
				（略）		
				6あり	モガムリズマブ（遺伝子組換え）、プラトロミデプシン	
				（略）		
（略）						

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）						
1962から1994まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	ニボルマブ（遺伝子組換え）、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）、ラムシルマブ（遺伝子組換え）、ペバシズマブ（遺伝子組換え）、トレメリムマブ（遺伝子組換え）、ナルトリメシル酸イマチニブ、ゲフィチニブ、エルロチニブ塩酸塩、エルロチニブ、アファチニブマレイン酸塩、カルボプラチン、パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G0005、J045なし	
（略）						
2183から2187まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	オマリズマブ（遺伝子組換え）、メポリズマブ（遺伝子組換え）、J045なし	
				（略）		
				2あり	オマリズマブ（遺伝子組換え）、メポリズマブ（遺伝子組換え）	
（略）						
3849から3872まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
				なし	イブリツモマブチウキセタン（遺伝子組換え）塩化イットリウム、イブリツモマブチウキセタン（遺伝子組換え）塩化インジウム、ブレンツキシマブ ベドチン、モガムリズマブ（遺伝子組換え）、フォロデシン塩酸塩、プラトトレキサート、プラトロミデプシン（遺伝子組換え）、ベンダムスチン塩酸塩、ポルテゾミブ（遺伝子組換え）、リツキシマブ（遺伝子組換え）、放射線療法、J038、J041に掲げる、G0005、J045なし	
				（略）		
				6あり	モガムリズマブ（遺伝子組換え）、プラトロミデプシン	
				（略）		
（略）						